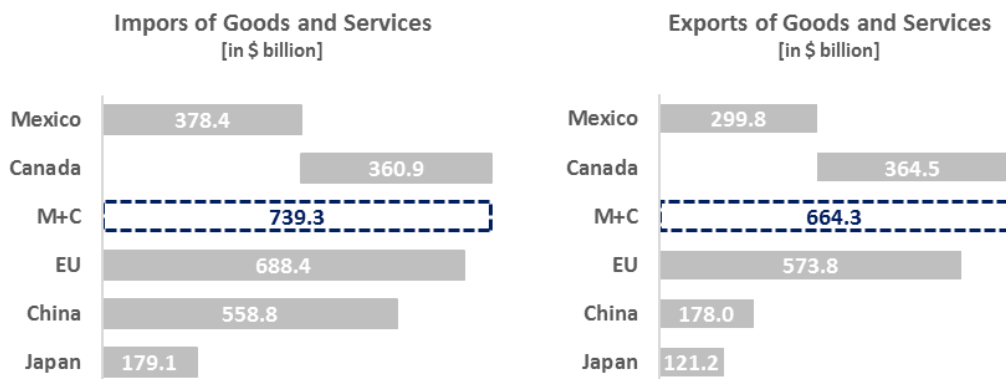


USMCA (NAFTA 2.0) アップデート

I. USMCA の現状とこれからのスケジュール

米中貿易摩擦の話題に隠れているが注目すべき
USMCA の動向

昨年 11 月にメキシコ・カナダ・アメリカ間で署名が行われた United States-Canada-Mexico Agreement (USMCA) に関して、今週 19 日、他国に先駆けてメキシコが批准を行った。移民問題などでトランプ政権への不満を漏らす議員もいたが、メキシコ上院は圧倒的多数で批准を可決した。5 月初旬以降、米中の通商協議がハイライトされてきたが、メキシコとカナダを合わせた 2018 年の対米輸出入額（輸入 7,397 億ドル、輸出 6,643 億ドル）は欧州や中国を上回っており、アメリカにとってこの二ヶ国との協定は極めて重要であると言って良い。通商関連で大きな実績を上げていないトランプ政権にとって USMCA の発効は優先度の高い課題の一つであろう。



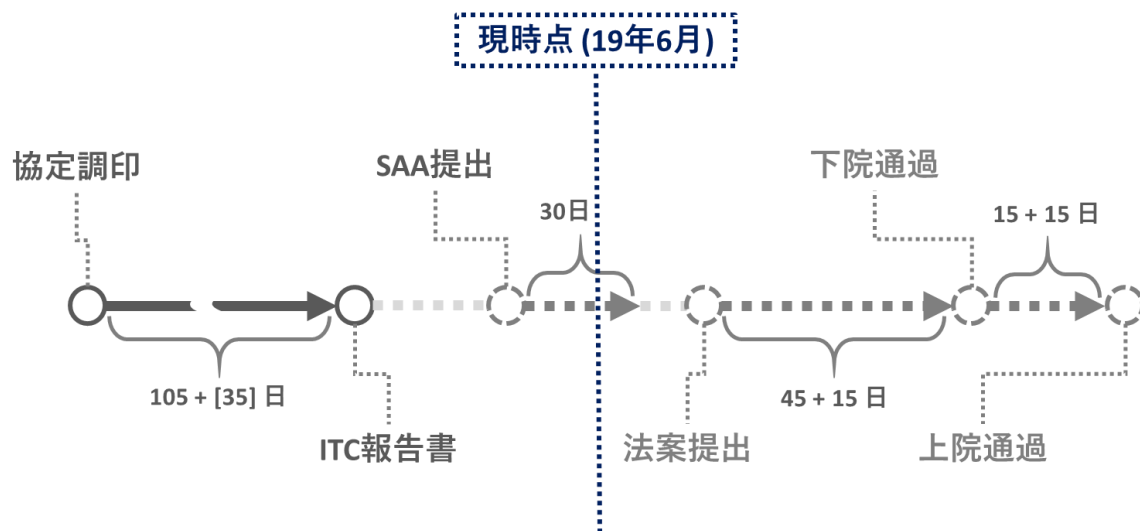
(出所：商務省)

現行 NAFTA の差し替え
という USMCA の性格

一方で USMCA は現行の NAFTA がある点で他の通商協議と趣を異にしている。NAFTA 成立により三カ国間での関税含む障壁の多くは排除されており、既にアメリカはこの便益を享受している。4 月に提出された国際貿易委員会（International Trade Commission : ITC）のレポートでも、主な効果はデジタルトレードや自動車の原産地に因るものであり、通商協定の新規締結による（関税撤廃などの）効果は殆ど勘案されていない。その面で、USMCA の導入如何による経済効果は然程大きくならず、新規通商協定とは性格が異なることは留意すべきだ。

議会承認（発効）に到る
手続き。達成済みのマイル
ストーンと今後。

昨年 11 月の調印以降、トランプ政権は政権閉鎖による 35 日の遅延はあるものの、オバマ政権時代に成立した 2015 年大統領貿易促進権限（TPA）法に則り、議会承認に向けて手続きを進めてきている。先ず 4 月 19 日に ITC による報告書が提出された。続いて 5 月 30 日には行政措置声明（Statement of Administrative Action : SAA）の草案が提出された。SAA は通商協定に関して政権側の手続きや、協定に係る施行法による既存の法律への影響などをまとめたもので、施行法案（Implementation bill）提出に先立つ 30 日以上前に提出される必要がある。提出された後は下院歳入委員会で 45 日・下院全体で 15 日、上院財政委員会で 15 日・上院全体で 15 日の審議期間が与えられ、期間内に決議する必要がある。このスケジュールで行けば、仮に政権が最短で 6 月末に施行法案を提出したとすると、そこから 90 日、8 月の休会を勘案すると、秋頃に成立することになる。だが下院を民主党が抑えている状況下でライトハイザー代表は「ペロシ下院議長のグリーンライトが出るまでは施行法案を提出しない」と再三に亘って断言しており、施行法案提出が遅れば今年中の成立が危ぶまれることになる。



II. 乗り越えた問題と依然燻ぶり・立ちはだかる問題

メキシコ労働改革法成立
と鉄鋼アルミ関税撤廃
（カナダ・メキシコ向）は
前進。

USMCA の中に最低賃金関連始めメキシコの労働改革の考えが触れられているのは知られるところだが、USMCA の調印を受けて、4 月にはメキシコの労働改革法が成立した。これで労働者が独立した組合を組成する事が可能となり、労働問題の早期解決への道が開かれた。ペロシ下院議長はこのメキシコ労働改革法の成立が

環境・製薬・労働関連で
引き続き問題が残る。

USMCA 審議を進める為の条件としており、この法律の成立は大きな前進と言えよう。同法についてアメリカの一部の労働組合が成立を疑問視する発言をしていたが杞憂に終わったことになる。

5 月、メキシコ・カナダ二カ国に対して、鉄鋼・アルミ関税（2018 年 3 月発動）が解除された。昨年 11 月の USMCA 調印以来、通商協定を調印しておきながら、調印相手の二ヶ国にも関税を継続するアメリカの手法に批判の声が上がっていた。上院財政委員会のグラスリー委員長（アイオワ州・共和党）も、USMCA 承認の議会決議の条件は同関税の撤廃だと明言していた。このアメリカの鉄鋼・アルミ関税に対してカナダは 120 億ドル・メキシコは 30 億ドルの報復関税を課しており、グラスリー委員長の有権者層である農家への影響が懸念されていた。今回アメリカの関税停止により、カナダ・メキシコ両国も報復関税を取り下げており、USMCA の進捗に大きな弾みがついた。

一方で、未だ下院の多数を抑える民主党の要求が満たされていない点も複数残されている。先ず環境問題だ。NAFTA の導入でアメリカ企業が、アメリカの環境基準を満たさずに済むメキシコに製造拠点を移転してきたというのが彼らの主張だ。またメキシコの化石燃料への依存度の高さも問題としている。更に投資家対国家紛争解決（Investor-State Dispute Settlement）の条項が残り、投資家（企業）による国の訴訟の道を残したことで、国が環境社会保護の観点で推進しようとするイニシアティブを営利目的の企業が裁判で差し止めるリスクも指摘している。

USMCA がバイオ医薬品の市場独占権（Exclusivity）期間を 10 年まで認めたこと（現状アメリカでは 12 年、カナダで 7 年、メキシコで 5 年）で、ブランドの外れた後発医薬品の導入が遅れ、薬価が更に高くなるという批判がある。これはオバマ政権がアメリカ国内で適用される 12 年の独占権期間を 7 年に短縮しようとした努力（最終的に成立せず）すら水泡に帰すとして、特に若手の急伸左派の民主党議員の批判の対象となっている。

メキシコの労働改正法は成立したが、実際に法が執行されているかどうかについての疑念は引き続き民主党議員の中で燻ぶっている。政権側は 301 条に基く関税を梃子にメキシコに執行を強制できとしているが、ペロシ議長を始め、執行に係る条件の USMCA の協定本文への挿入を主張する民主党議員は多い。例えばアメリカ側がメキシコの工場を精査して法の遵守がされていない場合には一方的に関税を課せられる、といった内容だ。だが、こういう

発想に対してメキシコの反発も強く、どういう決着が可能なのか予断を許さない。

III. 今後の展開について

鍵を握るのはペロシ議長。
トランプ政権は USMCA
の議会承認・発効に向け
て真剣だが、まだまだ読め
ない要素が残る。

6月の対米投資イベントに登壇したムニューチン財務省長官は USMCA の早期発効を促す発言をした。ホワイトハウスのマルバニー首席補佐官代行も早期決着を目指して議会と折衝を続けている。政権が5月17日に鉄鋼・アルミ関税を取り下げ、5月30日に SAA を提出した辺りを見ても政権の真剣さが伺える。オバマ政権が TPP に関する SAA を提出した選挙間際の2016年8月に比較して現実的なタイミングと言えよう。

そうした中で本件成否の鍵を握っているのがペロシ下院議長だろう。USMCA について尋ねられる度に、自分は YES に向かって進んでいると回答する一方で、前述の環境・製薬・労働関連・執行に係る件での立場は変えておらず、飽くまでも USMCA の協定文書そのものの文言の修正に拘る方針を変えていない。（サイドレター等の文言を触らないやり方を容認しない方針）6月にはメキシコ外相がペロシ議長と会って協議もしているが、議長の態度を変えるには至らなかった。仮に調印済みの協定文書を変更するとするとメキシコのオブラドール大統領は前任者ではなく自らが署名者となる為、既に合意した内容も修正するような新たな修正案を出してくる事も考えられる。そうなると発効までに（仮にできたとしても）多くの時間が係る事が予想される。

こうした民主党の動きに対して上院共和党議員を始めとして早急に施行法案を提出して審議を促す動きが出てきているが、ライトハイザー代表は前述の通りで、飽くまでもペロシ議長の了解がない限りは法案提出をしないという立場を貫いている。自らの代表就任以来、本 USMCA の批准や中国との合意等の重要度の高い案件は未だまとまらず、韓国との通商協定（KORUS）くらいしか実績のないライトハイザー代表にとって、USMCA の早期発効は重要であるはずだが、民主党に多数を抑えられている下院においては議長の賛同は必須ということだろう。5月30日に SAA を提出したことに対して「民主党の要求に耳を貸さずに下院に圧力を掛けるような行為」と凄むペロシ議長に対して、ライトハイザーが「飽くまでも手続き上の話」と申し開きをしたとも聞く。

ペロシ議長は前回の下院議長時代の2008年（ブッシュ政権下）、コロンビアとの通商協定批准を遅らせたことで有名だ。施行法案

を提出したブッシュ政権に対してペロシ議長は法案を無期限で審議しないという決議案を可決させた。同協定の施行法が成立したのは法案が紹介されてから 3 年半後、オバマ政権に変わった後の 2011 年だった。この「実績」を見ればライトハイザーが議長を恐れるのは理解できる。こうしたライトハイザーのやり方をペロシ議長も評価（「He was fabulous」）しているが、果たしてどこまで議長を説得できるか未知数だろう。

6 月 18 日に行われた上院財政委員会公聴会で、ライトハイザー代表は早期決議を誘導しつつ、民主党議員が懸念するメキシコの労働改正法等の執行の問題について柔軟な姿勢を示した。カナダのトルドー首相は 6 月 20 日、トランプ大統領との面談の後、USMCA 帰趨を探ると同時に米国による批准、協定の発効を促すべくペロシ議長と面談を行った。

前述の通り、ペロシ議長は成立を望むと口にしながら、民主党の要求を協定文書本体に挿入させる（即ち調印のやり直し）ことについては譲る気配がない。5 月、協定文書の修正に対するカナダ・メキシコの抵抗が強い（従いアメリカも柔軟に対応すべきでは）という記者の問いかけに対しての議長の態度は明確だった。「We're the United States of America. Are we going to just fold?」

以上/峰尾

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。